

第1章 計画策定の経緯

1 計画策定の趣旨

近年、核家族化の進展や地域のつながりの希薄化、共働き家庭の増加など、子育てをめぐる環境が大きく変化し、家庭の子育てに対する負担や不安、孤立感が高まっており、子どもの成長と子育てを、社会全体で支援していくことが求められています。

このような子どもと子育てをめぐる社会的背景のもと、国は、平成24年8月に「子ども・子育て支援法」をはじめとする子ども・子育て関連3法を制定し、これらの法律に基づき「子ども・子育て支援新制度」を平成27年度から実施しております。

これらを踏まえ、本市では、平成27年3月に「米沢市子ども・子育て支援事業計画（以下「第1期計画」という。）」を策定し、「安心して子育てができる米沢市」を実現するため、幼児期の学校教育・保育、地域の子ども・子育て支援を総合的に展開してきました。

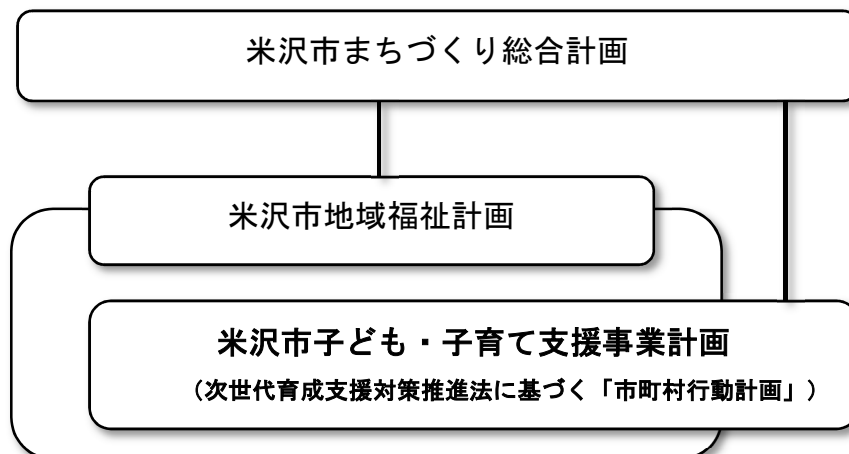
今般、第1期計画の計画期間が終了することに伴い、第1期計画の検証及びアンケート調査などから課題を整理し、さらなる子ども・子育て支援の充実を図るため、令和2年度を始期とする「第2期米沢市子ども・子育て支援事業計画（以下「本計画」という。）」を策定します。

2 計画の位置づけと期間

本計画は、「子ども・子育て支援法」第61条第1項に基づく計画として、令和2年度から令和6年度までの5年間の計画とします。

また、本計画は「米沢市まちづくり総合計画」「米沢市地域福祉計画」を上位計画とし、次世代育成支援対策推進法第8条に定める「市町村行動計画」の性格を持ち合わせることにします。

「子どもの最善の利益」が実現される社会を目指す考え方を基本とし、子どもと子育てを取り巻く施策の総合的、一体的な推進を図ります。



計画の名称	開始年度	令和元 年度	令和2 年度	令和3 年度	令和4 年度	令和5 年度	令和6 年度	令和7 年度
米沢市まちづくり総合計画	平成28年度							
第2期米沢市地域福祉計画	平成27年度							
第3期米沢市地域福祉計画	令和2年度							
米沢市子ども・子育て支援事業計画	平成27年度							
第2期米沢市子ども・子育て支援事業計画	令和2年度							

3 教育・保育提供区域の設定

「教育・保育提供区域」とは、地理的条件、人口、交通事情、現在の教育・保育の利用状況等を勘案して設定することとされているものです。

本市では、自家用車による認可保育所の送迎が一般的であり、大多数の幼稚園では、通園バスによる広域での送迎を実施しており、区域を分けて考慮する必要がないと考えられることから、第1期計画における提供区域の設定を引き継ぎ、市全体をひとつの教育・保育提供区域と定めることとします。

4 人口推計の考え方

人口推計は「コーホート変化率法」により平成27年から平成31年の住民基本台帳人口の実績をもとに推計しています。

「コーホート変化率法」は、各コーホート（同年（または同期間）に出生した集団）について、過去における実績人口の動勢から「変化率」を求め、それに基づき将来人口を推計する方法です。

本計画は、推計が比較的近い将来の人口であり、変化率の算出基礎となる近い過去に特殊な人口変動がなく、また推計対象となる近い将来にも特殊な人口変動が予想されないことから、この方法を用いて将来人口を推計しました。